

第5章 方針実現に向けてのプログラム

5.1 新たな10年間の取り組みの枠組み

2019年度以降の新たな10年については、通行の支障となる問題への対応とあわせて、モデル路線を中心とした新たな取り組みを同時並行で実施していきます。

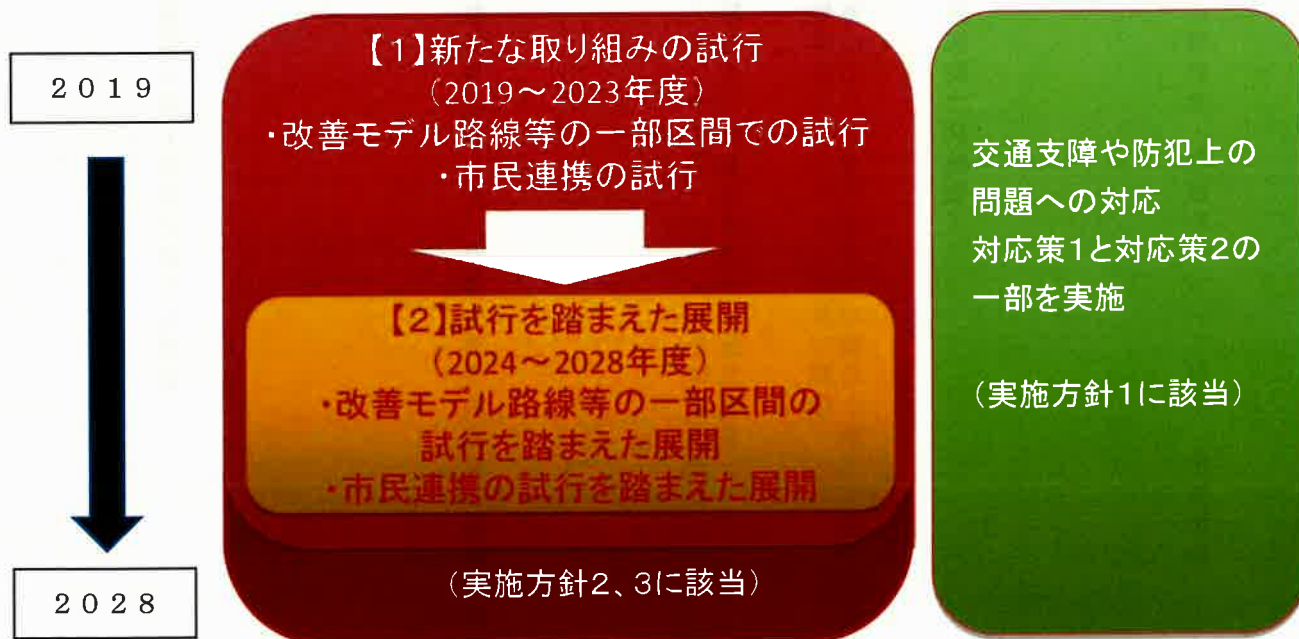
交通安全や防犯面等、通行の支障に関する問題については、従来通り、早めに対応していきます。

一方で、道路景観を大きく変える間引き、更新等の取り組みについては、改善モデル路線等での試行を踏まえ、同様の課題を持つ試行対象以外の区間や路線へ展開するなどの、段階的な実施が重要となります。

そのため、今後10年間のうち、最初の5年間で改善モデル路線等における新たな取り組みの試行期間とし、それ以降は試行を踏まえ、同様の課題を持つ他の区間や路線に展開する期間として位置づけ、第3章で述べた中・長期的の実現に向け、市民との連携・協働によって取り組んでいきます。

街路樹の更新は、遊歩道部については、集合住宅の建替え等に伴う遊歩道改修工事に併せて実施します。また、街路部については、市民合意等の条件が整い次第実施を検討していきます。

なお、本プランは、10年後の2029年度に次回の改定を行う予定です。



※2029年度以降は、2019年度からの10年間の進捗を踏まえた改定を行った後に取り組む

図 5-1 新たな10年間の取り組みの枠組み

5.2 実施の流れと進捗管理

【バ】事業主旨の周知手法の工夫

・伐採や更新における取組みの留意事項として示す。

5.2.1 基本的な考え方

(1) 改善モデルに基づく新たな取組み

新たな取組みの実施にあたっては、改善モデル路線等の一部区間での試行を行います。そして、改善策の試行結果を評価した上で、段階的に改善モデル路線全体に展開していきます。状況に応じて、他路線への展開を検討していきます。

取組みの実施スケジュールは図 5-2 に示すとおりです。なお、市民合意等の状況により、予定は変更になる場合があります。また、予算の平準化の必要から、2019 年度に改善モデル路線全てについて調整を開始するのではなく、段階的に進めていきます。

さらに、試行結果の評価や改善策検討及び他路線への展開については、事業の趣旨をわかりやすく看板やホームページ等で周知していきます。また、市民との連携も図り、必要に応じて専門家の助言を受けながら進めていきます。

計画の実施と評価、市民との連携を継続的に実施することによって、市民に街路樹に対して誇りを持ってもらい、将来的には市民一人一人が市の道路のみどりに関わるまちにしていきます。

2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028
①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩
市民合意	実施設計	試験施工	観察評価	市民合意	路線展開			評価	
市 の 当 初 案 ・ 取 組 み に つ い て 報 告 、 意 見 聴 取		一 部 区 間 で 試 験 施 工	試 験 箇 所 の モ ニ タ リ ン グ 及 び 評 価 、 必 要 に 応 じ て 専 門 家 意 見 の 聴 取 と 施 工 方 針 へ の 反 映	試 験 箇 所 の 評 価 結 果 報 告 ・ 意 見 聴 取			試 験 結 果 を 踏 ま え 、 路 線 全 体 や 他 路 線 へ 順 次 展 開		各 路 線 の 施 工 結 果 に 関 す る 評 価

図 5-2 改善モデルに基づいた取組みの実施スケジュール

(2) 交通支障や防犯上の問題への対応

従来までのやり方もふまえて、毎年、計画的、かつ迅速に対応を進めます。

【6回委】・評価項目やフィードバックの仕方について整理する

5.2.2 進捗管理のための成果指標の設定

改定版を踏まえ、取り組んだ内容については、概ね5年後、10年後を目途に、その成果について評価を行います。

表 5-1 成果指標及び成果目標

	指標項目	成果目標（案）
内容 (方針 1・2に 対応)	・ 通行上の支障箇所、防犯上の支障箇所の改善	・ 年に〇件、改善する
	・ 試行的取組みの着手路線数	・ 3路線で実施
体制 (方針 3に 対応)	・ 市民アダプトの組織数	・ 60路線から、69路線に
	・ 市民参加取組みの開催数	・ 年1回は実施
	・ 新たな参画制度の開始	
	・ 多摩市のSNSでの街路樹風景に関する投稿数	

5.3 改善の取り組み実施に向けた財源の確保

5.3.1 現状の維持管理に必要な費用

2章で示したとおり、多摩市の街路樹管理費は平成28年度決算ベースで約1.5億円ですが、今後の高木の太径木化が進むと、倒伏・落枝や根上がり等に対する対策が必要となるほか、さらに早期異状の発見のための樹木診断の実施も必要となることから、管理費の増加が予想されます。

台風、大雪による倒木被害は、街路樹が単に折れるだけでなく、通行車・通行車両や周辺施設の損傷をもたらすことから、倒れやすい木への対策を図るほか、風に倒れにくい健全な樹木の育成も必要となっています。

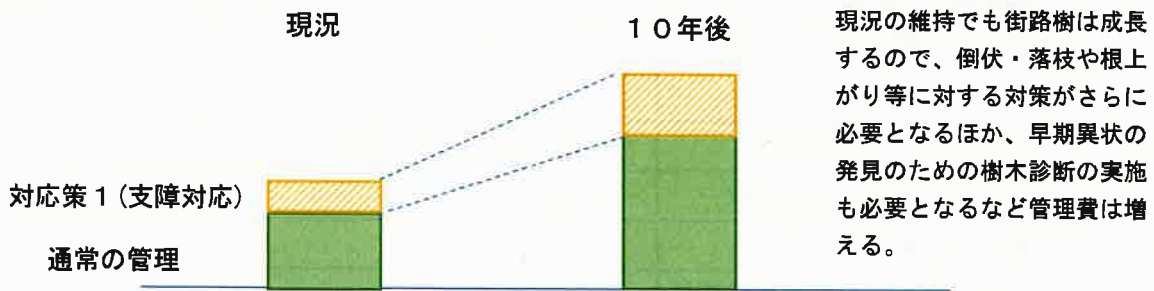


図 街路樹の今後の維持管理の費用の配分のイメージ



倒木



枯れ枝等支障木の処理

根上がりの根切断の写真
(整理中)

根上がりの根の処理

樹木診断の写真
(整理中)

樹木診断

5.3.2 新たな改善取組みにかかる費用

大径木化した街路樹の更新や狭小幅員の解消を進めていくには、非常に多額の費用を要します。

例えば、改善モデル路線9路線において、更新を中心とした取組を実施した場合の概算費用として、約2億円かかります。仮に、これらの路線の改善を10年間かけて行うだけでも、新たに1年あたり約2,000万円が必要となります。それに加えて、実施方針1の達成に向けた支障箇所の改善も今まで通り、継続的に実施していく必要があります。

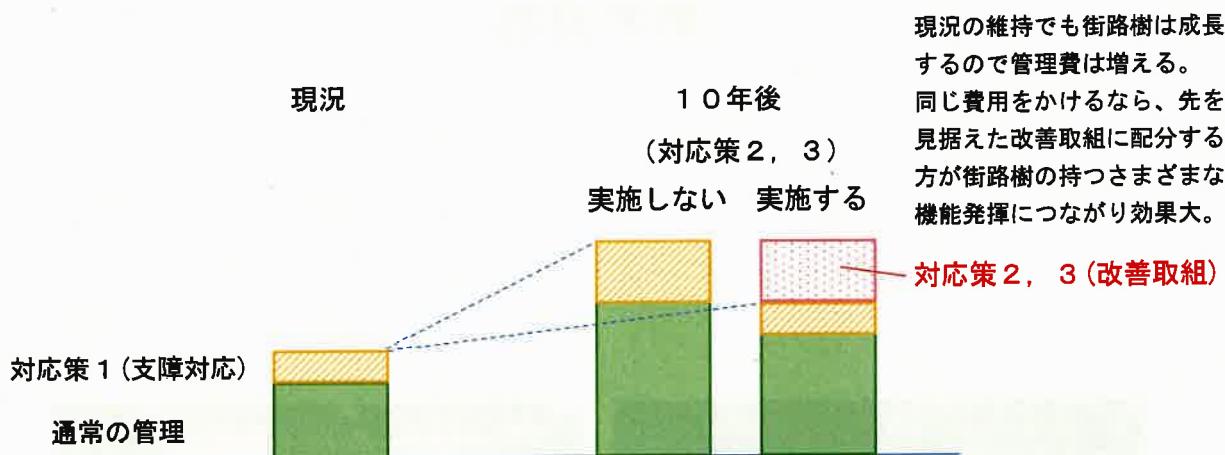


図 配分のイメージ

5.3.3 財源確保の考え方

多摩市の予算にこれを全て組み込むのは困難なため、以下の取組を検討します。

- ・現在の毎年の維持管理の中で大きな割合を占めている低木寄植について、有効歩道幅員を確保できていない路線から低木寄植を撤去し、寄植剪定費用を削減することによりねん出することを検討します。
- ・防災や福祉、健幸まちづくり、シティセールスなどに着目した財源の確保について検討します。
- ・一部の自治体では、名所となっている街路樹などの並木について、寄付金を募って原資としている例もあることから、市民の関心の高い路線の管理を寄付金等他の財源から充てることを想定した、寄付制度導入の取り組みについて検討します。
- ・除草や早期異状発見、コミュニティー花壇など沿道の方々との協働による取り組みが可能な部分については、アダプト活動のさらなる活発化や新たな活動制度創設の検討を行います。

【参考】有効歩道幅員を確保できていない路線の低木寄植を撤去することにより、不要となる剪定費用約350万円/年（低木剪定年間費用全体の約13.7%、16路線）

参考資料



(ワークショップ 開催状況)

資料1 用語解説

■用語解説(1)

	解説用語	解説
あ	アダプト制度	公園や道路などの行政が維持管理している部分を、企業や市民団体が草刈や落葉拾い・ごみ拾い等の管理について協力する制度。里親制度ともいう。
か	街路	車道及び車道に付随した歩道のこと
	街路樹	法律で道路の構造の保全、安全かつ円滑な道路の交通の確保、その他道路の管理上必要な施設として、道路管理者が設置する「道路の付属物」の一種とされており安全な交通を確保するため道路管理者が適切に管理を行なわなければならないものである。その反面、街路灯や道路標識と違い、「生きもの」であるという面も持ち合わせている。
	管理上課題の多い樹種	多摩市の管理上で課題が多い樹種。落葉樹：エンジュ、ケヤキ、サクラ類、シダレヤナギ、シンジュ、ニセアカシア常緑樹：マテバシイ、ネズミモチ類
き	危険木化	街路樹において、老木化や大径木化が進行し、樹勢の衰退や腐朽に伴う倒木・落枝、根上り等により安全な道路通行に影響を及ぼす可能性が高い状態になること。
	切り戻し剪定	あらかじめ目標とする樹冠を決めておき、目標の樹冠より外にまで伸びた枝を剪定すること。主に樹冠をひとまわり小さくする目的で行なう。
け	健幸都市 (スマートウェルネスシティ)	身体面での健康だけでなく、それぞれに生きがいを感じ、安全・安心に暮らすことができ、だれもが幸せを実感できるまち
	健幸まちづくり	健幸都市の実現を目指す取り組み。健康と幸せの獲得に繋がる知見をまちづくりに活かし、市民が健康で幸せな日々を過ごせるまちをつかっていく取り組み
こ	更新	道路空間に適した樹種へ植替えること
	根系伸長空間	街路樹において、植栽基盤等の植栽空間が制限された中で根が伸長する範囲。この範囲が十分確保されていない場合、根上りや生育不良等の問題が起こる。
	根系切除	根上がりや舗装の亀裂等を発生させ、安全な通行に支障を与えている街路樹の根を切断して、除去すること。
し	シティセールス	まちの特色や地域資源をはじめとする魅力などを地域内外へ効果的にPR・発信することで、まちの知名度や都市イメージの向上を図るとともに、企業や住民等を誘致し、まちを活性化・持続的に発展させることを目的とする戦略的な活動
	視認阻害・視距阻害	大径化した街路樹、及び植栽間隔の狭い街路樹の幹や枝張等により、信号機や標識及び横断中の人等が見づらくなり、道路交通の安全性が損なわれること。

■用語解説（2）

	解説用語	解説
し	車両通行に支障のない規格の高所作業車	高い所で作業を行う為の作業床が取り付けられている特殊車輛。1車線の幅で納まる高所作業車が到達できる高さは約12.0mである。
	樹冠幅	樹木の枝張の長さ
	植栽基盤整備	植栽基盤について、植栽と土壌の適性を調査し、必要な場合は植栽構造および土壌の改良を行うこと。
	植樹帯	樹木等の植栽、保全することを目的に、歩道等は別に、縁石等により区画され独立して確保される道路の一部。
す	衰退の兆候	街路樹の樹勢、葉の生育状況、傷口材の成長、病害、虫害等の状態から、街路樹の衰退状況を判断する。
た	大径木化	地上から1.2mの高さの幹周が90cm以上の樹木（「平成26年度大径木再生指針」（東京都）より）
	第五次多摩市総合計画	多摩市の今後のまちづくりの総合的な指針となるもので、市の様々な行政計画の中で、最上位に位置づけられる計画。第2期は、平成27（2015）年度からの概ね10年間。
	多摩市道路整備計画	第五次多摩市総合計画に関連する主な計画であり、生活道路の整備について、各行政計画と整合を図り、市の総合的な計画として展開するための基本的指針となるもの。平成28年3月に「平成27年度の見直し版」が策定された。
	多摩しみどりの基本計画	都市緑地法第4条の「市町村の緑地の適正な保全及び緑化の推進に関する基本計画」に該当する多摩市のみどりに関する総合的な計画。計画期間は平成24～33年度。
	多摩しみどりのルネッサンスへの取り組み報告書	それぞれの地域に応じたみどりの利用や活用方法などを話し合い、多様な意見の人々が互いに理解しながら、みどりに関わり、多摩市の豊かなみどりを資産として活用していくための運動であり、その取り組みをまとめた報告書。平成27年3月策定。
と	透水性舗装	道路に降った雨水等が舗装内の隙間から地中に浸透できるような構造を持った舗装。
	道路構造令	道路を新設、及び改築する場合における高速自動車国道・一般国道の構造を一般的技術的基準並びに道路管理者である地方公共団体の条例で都道府県道及び市町村道の構造の技術的基準を定める為の一般的技術的基準。
	道路法	道路網の整備を図るため、道路に関して、路線の指定及び認定、管理、構造、保全、費用の負担区分等に関する事項を定めた法律。交通の発達に寄与し、公共福祉の増進を目的としている。
と	道路緑化技術基準	道路緑化の一般的技術的基準を定め、その合理的な整備及び管理に資するための基準。平成27年3月改定。
ね	根上がり	街路樹の大きさに対して、植栽柵や植栽帯等が狭小であると、街路樹の根が歩道部まで侵入し、縁石や舗装を持ち上げ、通行の支障となること。

■用語解説（3）

	解説用語	解説
は	伐採	樹木を根元から切ること
ひ	被圧	植栽間隔が狭いため、隣接しあう街路樹が、日照環境で優位に立とうと競争した結果、負けてしまった樹木が有効な日照を得ることができず、樹勢が衰退していくこと。
ふ	腐朽	樹木に腐朽菌が侵入し、樹木の支持力を低下させること。倒木や落枝を発生させる原因となる。
ほ	歩道有効幅員	道路構造令により、歩行者や車椅子等のすれ違いを考慮し定められた、確保しなければいけない歩行可能な幅員。歩行者の交通量の多いところでは3.5m以上、その他の歩道については2m以上と定められている。
ま	間引き（間伐）	並木全体の中で健全な木を活かすために相対的に劣勢の木を伐採することや樹木の植栽間隔が過密状態となり、適切な生育空間を確保できない状況を解消するために1本おきに伐採すること
み	幹周	幹の太さを表す。地面より高さ約120cmの位置で測定する。
ゆ	遊歩道	ここでの遊歩道とは多摩市における自転車歩行者専用道路のことであり、自動車の進入が禁止されている空間。
ろ	老木化	街路樹の植栽が行われてからかなりの年数を経て、樹勢の衰退や腐朽等が進行している状態になること
わ	ワークショップ	地域に関わる様々な立場の人々が参加して、地域の計画等、共通のテーマについて、互いの意見を交換し議論を行い、結論を得ること。住民参加型（参加のデザイン、住民参加、市民参加）の活動形態の一つ。

資料2 委員会開催概要

○多摩市街路樹よくなるプラン改定委員会設置要綱

平成29年4月10日多摩市告示第274号

(設置)

第1条 多摩市「街路樹よくなるプラン」(街路編)(以下「プラン」という。)に定められた街路樹の維持管理計画を実施することにより明らかになった課題の解決に向け、プランの見直しを行うため、多摩市街路樹よくなるプラン改定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) プランの見直し及び改定案の検討に関すること。
- (2) 多摩市(以下「市」という。)の街路樹のあり方の検討に関すること。
- (3) 街路樹管理方針の検討に関すること。
- (4) プランの実施計画の検討に関すること。
- (5) その他街路樹の管理に関し多摩市長(以下「市長」という。)が必要と認める事項

(構成)

第3条 委員会は、次に掲げる者(以下「委員」という。)をもって構成する。

- (1) 学識又は専門的技術に関する知識を有する者 7人以内
- (2) 市内に在住し、若しくは在勤する者又は市内の大学に在学する者 3人以内

2 委員は、市長が委嘱する。

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から平成31年3月31日までとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選によりこれを定める。
- 3 委員長は、委員会を総括する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が必要に応じて招集する。

- 2 委員会の会議は、委員長が主宰する。
- 3 委員会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。
- 4 委員会の会議は、原則として公開する。
- 5 委員長は、会議に際し、原則として会議録を作成する。

(関係者の出席)

第7条 委員長は、会議に際し、必要に応じて関係者の出席を求め意見若しくは説明を聴き、又は必要な調査を行うことができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、都市整備部道路交通課において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

- 1 この要綱は、公示の日から施行する。
- 2 この要綱は、平成31年3月31日限り、その効力を失う。

表 委員名簿

氏名	ご所属等
池邊このみ (委員長)	専門：環境造園デザイン学（千葉大学大学院園芸学研究科 教授）
大石武朗	専門：造園、樹木医（大石地域環境・造園研究所／唐木田樹木養生所）
沼田真也 (副委員長)	専門：生態学、観光学 （首都大学東京大学院都市環境科学研究科 教授）
大橋久仁恵	市民委員
清水義功	市民委員
仙仁徑	専門：自然科学の普及教育、植物学 （公益財団法人 多摩市文化振興財団事業課学芸員）
曾我昌史	専門：保全生態学（東京大学大学院農学生命科学研究科 助教）
中尾浩	市民委員
野村徹郎	専門：造園（一般社団法人日本造園建設業協会）
宮内泰之	専門：造園学 社会園芸学（恵泉女学園大学人間社会学部 准教授）

表 開催状況

開催回	実施日	場 所
第1回	平成29年8月4日	多摩市役所第二庁舎1階会議室
第2回	平成29年10月20日	多摩市役所東庁舎1階会議室
第3回	平成29年11月24日	多摩市役所東庁舎1階会議室
第4回	平成30年1月12日	多摩市役所東庁舎1階会議室
第5回	平成30年2月8日	多摩市役所本庁舎3階302会議室
第6回	平成30年6月14日	多摩市役所東庁舎1階会議室
第7回	平成30年7月24日	多摩市役所東庁舎1階会議室
第8回	平成30年10月19日	多摩市役所本庁舎4階401会議室
第9回	平成30年11月30日	多摩市役所東庁舎1階会議室

資料3 市民アンケート実施概要

1) 第1回

目的：市民の街路樹に関する認識や考え、嗜好等を明らかにすることにより、その成果を街路樹よくなるプランの改定版の基礎資料とする

対象：市内在住の18歳以上の市民 840名

期間：平成29年10月28日～11月10日

回収：178名（回収率：21%）

設問数：18

分析数： n=178

2) 第2回

目的：市内在住の小中学生の街路樹に関する認識や考え、嗜好等を明らかにすることにより、その成果を街路樹よくなるプランの改定版の基礎資料とする

対象：市内在住の小中学生

期間：平成30年9月10日～9月28日

回収：176名

設問数：5

分析数： n=176

資料4 ワークショップ実施概要

表 実施概要

開催回	実施日	場所	内容
第1回	平成29年 12月3日	多摩市役所 第二庁舎1 階会議室	1. ワークショップの開催にあたって 2. 多摩市の街路樹の状況 3. 多摩市の街路樹について学ぼう その1 「多摩市の街路樹、各樹種の魅力と課題」 恵泉女学園大学 宮内泰之氏 4. 多摩市の街路樹について学ぼう その2 「街路樹を育て・守る技術」 一般社団法人 日本造園建設業協会 野村 徹郎氏 5. ディスカッション 「関心のある通りや樹種、気になっている木の状態」は？
第2回	平成29年 12月10日	多摩市永山 公民館4階 視聴覚室	1. 多摩市の街路樹について学ぼう その3 「健康、自然体験の面から見た街路樹の役割」 東京大学 曾我昌史氏 2. みんなでまち歩き 「街路のみどり、ペデのみどり」 3. ディスカッション 「街路樹の魅力と将来像」
第3回	平成29年 12月16日	多摩市市役 所第二庁舎 1階会議室	1. 多摩市の街路樹について学ぼう その4 「多摩市の街路樹を過去と海外から考える」 千葉大学 池邊 このみ氏 2. ディスカッション 「『次世代に継承する』街路樹の将来像について」 3. ディスカッション 「街路樹の改善に向けた市民の関わりについて」
第4回	平成30年 7月28日	多摩市貝取 ふれあい館	街路樹と触れ合おう（第1回） 1. 「サクラの特徴と管理の必要性について～乞田川を題材に～」 一般社団法人 日本造園建設業協会 野村 徹郎氏 2. フィールドワーク 「乞田川のサクラの健全度調査の体験」 3. 意見交換 「乞田川のサクラについてどう感じたか？何が出来るか？」
第5回	平成30年 10月6日	多摩市立南 鶴牧小学校	街路樹と触れ合おう in メタセコイア通り（第2回） 1. 「住宅地のみどりのマネジメント 多摩市が輝き続けるために」 千葉大学 池邊 このみ氏 2. フィールドワーク 「メタセコイア通りの景観、メタセコイアの生育状況の把握」 3. 意見交換 「メタセコイア通りについてどう感じたか？何が出来るか？」

資料5 素案市民懇談会開催概要

目的：多摩市民に対し「街路樹よくなるプラン」改定の趣旨及び改定内容を説明・意見交換し、その成果を改定版の基礎資料とする

対象：市内在住の方々

開催日時：平成30年4月21日（土）10時～12時

開催場所：唐木田しょうぶ館ホール

参加人数：9名

主な意見の概要：（要望）意見交換の場の設置、街路樹の防災的機能の検討、住民による手入れ・講習会の実施、事業説明の充実、樹木欠落箇所の補植、樹木医制度の活用、改善モデル図の追加等

資料6 パブリックコメント開催概要

目的：「多摩市街路樹よくなるプラン改定版（素案）」について市民の意見を確認し、意見に対する市の考え方の共有及び今後の改定版への反映方針の検討にあたっての基礎資料とする

対象：市内在住の方々

期間：平成30年4月18日（水）～5月2日（水）

回収：8件（意見総数25件）

主な意見の概要：現行プランの継承方針、街路樹のあり方・理念、改定版における将来イメージ・整備計画、市民参画、現状の道路管理に対する要望